

# 青森県報

第九百四十八号

令和七年  
八月四日  
(月曜日)

## 目次

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定…………… (障 社が 課い) …… 一
  - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退…………… ( 同 ) …… 一
  - 家畜伝染病の発生…………… (畜 産 課) …… 一
  - 道の指定…………… (建 築 住 宅 課) …… 二
- 出先機関
- 土地改良区の定款変更の認可…………… (東 青 農 林 水 産 事 務 所) …… 二
  - 土地改良事業の工事の完了…………… ( 同 ) …… 二
  - 土地改良事業計画変更の認可…………… (三 八 農 林 水 産 事 務 所) …… 二
  - 土地改良区の定款変更の認可…………… (西 北 農 林 水 産 事 務 所) …… 二
  - 右…………… ( 同 ) …… 三
  - 土地改良事業の工事の完了…………… ( 同 ) …… 三

## 告 示

青森県告示第四百二十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第

百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和七年八月四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーションほのか	弘前市大字泉野五丁目六の七	令和七・八・一

青森県告示第四百二十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和七年八月四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
I&H野辺地薬局	上北郡野辺地町字鳴沢九の二二	令和七・八・三

青森県告示第四百二十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

令和七年八月四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨ―ネ病	牛	患畜	一	十和田市	令和七年七月七・七・八

青森県告示第四百二十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第二項の規定により、次のとおり道を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課及びおいらせ町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和七年八月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
おいらせ町向山三丁目九二の四の内、九二の三の内、九二の一五、九二の六の内、九二の七、九二の五の内、九三の三の内、九二の一〇の内、九二の九の内、九三の一の内、九二の九の内	七九・〇〇メートル	四・〇〇メートル	令和七年七月二十八日

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、青森北部土地改良区の定款の変更を令和七年五月二十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和七年八月四日

青森県東青農林水産事務局長 内 山 真 人

土地改良事業の工事の完了

大堤地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和七年八月四日

青森県東青農林水産事務局長 内 山 真 人

- 一 県営土地改良事業の名称  
ため池等整備事業（ため池整備）
- 二 工事完了年月日  
令和七年三月二十一日

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、福土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を令和七年五月十九日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

令和七年八月四日

青森県三八農林水産事務局長 大 和 山 真 一

事業名 維持管理

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、五所川原市南部土地改良区の定款の変更を令和七年五月二十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和七年八月四日

青森県西北農林水産事務所長 豊 澤 順 造

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、板柳東部土地改良区の定款の変更を令和七年五月二十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和七年八月四日

青森県西北農林水産事務所長 豊 澤 順 造

土地改良事業の工事の完了

屏風山I期地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和七年八月四日

青森県西北農林水産事務所長 豊 澤 順 造

一 県営土地改良事業の名称

農業水利施設保全合理化事業（長寿防災型）（更新型）

二 工事完了年月日

令和六年十二月十日

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚三付二十一円七十銭